त्तर		(年)(16)	労働経済の分析	-
÷	nv /	ш ым		ı

第II部 勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題 3 労働時間の短縮と自由時間に関する問題

我が国勤労者の労働時間は,欧米諸先進国に比べ長いことが指摘されている。

勤労者生活を豊かさが実感できるものにしていくためには,所得,資産面での充実ばかりでなく,成長の成果を労働時間の短縮にも配分し,勤労者がその生涯を通して時間の過ごし方を自ら主体的に充実させるべく選択できるようでなくてはならない。本章では,生活時間充実の前提である労働時間の短縮の状況をみた後,生活時間の動向と自由時間の充実についてとりあげる。

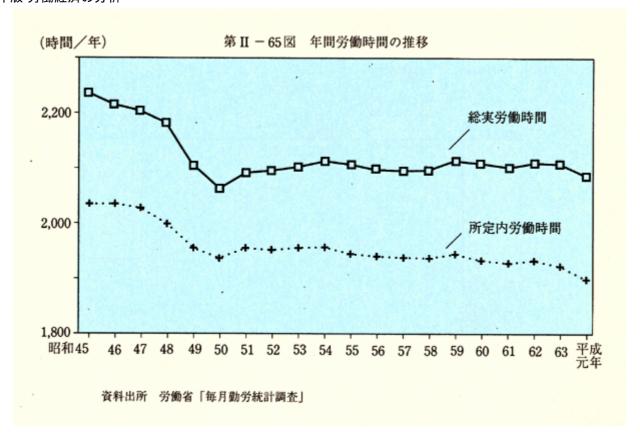
- 3 労働時間の短縮と自由時間に関する問題
 - (1) 労働時間の短縮
 - 1) 労働時間短縮と労働時間制度の動向

(緒についた労働時間の短縮)

はじめに労働時間の推移を概観しよう。労働省「毎月勤労統計調査」でみると,年間総実労働時間は昭和30年代後半から40年代にかけての高度経済成長期には順調に短縮した。しかし,第1次石油危機を経て安定成長期に移行すると,労働時間は総じて横ばい傾向での推移となった。最近になって,63年の改正労働基準法の施行,平成元年の金融機関の完全週休2日制の導入などから労働時間は再び減少に向かい始めており,元年には年間2,088時間(月間174時間)となっている(第II-65図)。

年間総実労働時間の内訳をみると,所定内労働時間は40年代まで大幅に短縮した後,51年以降は減少傾向が続いたもののそのテンポは緩やかなものとなった。しかし,63年,元年には減少率は再び大きくなっている。一方,5所定外労働時間は40年代までは減少傾向で推移してきたが,51年以降景気の影響による変動はあるものの増加傾向に転じている。総実労働時間の増減を所定内労働時間と所定外労働時間の増減加まると、総実労働時間の増減を出勤日数の増減と1日当たり所定内労働時間の増減に要因分解してみると,総実労働時間の減少が顕著であった40年代には出勤日数の減少による寄与が大きく,また平均してみれば所定外労働時間の減少による寄与もかなりの水準に達していた。しかし,50年代前半には所定外労働時間が増加に転じるとともに出勤日数も増加に転じ,総実労働時間の短縮が停滞する要因となった。一方,1日当たり所定内労働時間の増減寄与は,一貫して小さなものとなっている。なお62~元年でみると,出勤日数の減少寄与は再びかなり大きくなっているが,これは元年の金融機関の完全週休2日制の導入や63年の改正労働基準法の施行による法定労働時間の短縮に際して,週休2日制の導入等休日の増加により対応した事業所が多かったことの表れである(第II-66図)。

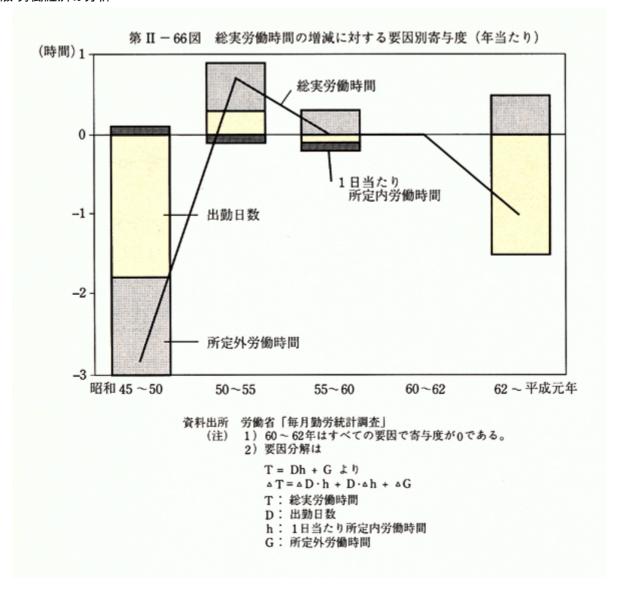
第11-65図 年間労働時間の推移



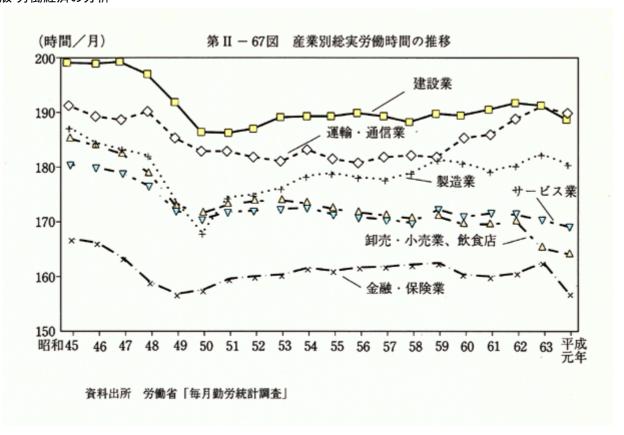
(労働時間の短縮は小規模事業所を中心に進展)

総実労働時間を産業別にみると,建設業や運輸・通信業,製造業は比較的長い産業であり,金融・保険業,卸売・小売業,飲食店,サービス業などは比較的短い産業である。これを所定内・所定外別にみると,運輸・通信業や製造業で総実労働時間が長いのは所定外労働時間の長さがかなり影響しており,所定内労働時間については建設業で長く金融,保険業で短いほかはそれほど大きな差とはなっていない。また,50年代以降の労働時間の動きをみると,製造業や運輸・通信業で所定外労働時間の増加から長くなっている。逆に,卸売,小売業,飲食店,サービス業では所定内労働時間の減少から総実労働時間も減少を続けている。また金融・保険業では,金融機関の毎土曜閉店実施の効果もあり,元年には所定内,所定外労働時間ともにかをり大幅な減少となった(第II-67図)。なお,建設業や運輸・通信業の労働時間が長いのは,比較的労働時間の短いパートタイム労働者等女子労働者の構成比がこれらの産業において低いことも影響している。そこで,この影響を取り除くためこれらの産業の男女別構成第II部,勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題比が産業計に等しかった場合の労働時間(元年)を試算してみると,男女別構成比要因による影響は建設業で3.5時間,運輸,通信業で8.3時間を占めていることが分かる。しかし,この影響を取り除いてもこれらの産業においては産業計と比較して労働時間は依然として長く,建設業で9.8時間,運輸,通信業で6,3時間産業計を上回っている。

第11-66図 総実務労働時間の増減に対する要因別寄与度



第II-67図 産業別総実務労働時間の推移



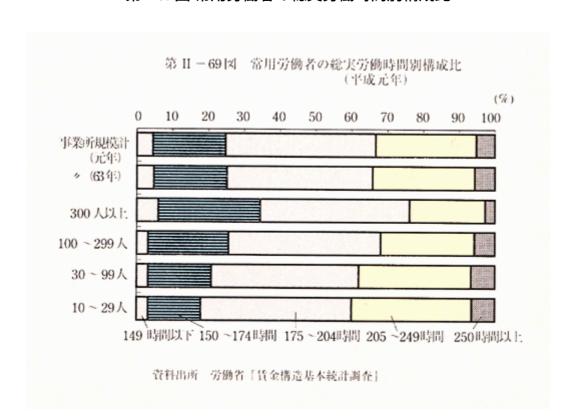
50年代以降の労働時間の動きを事業所規模別にみると,所定内労働時間は規模が大きいほど短いという特 徴が続いている。また,いずれの規模においても緩やかな減少が続いているが,63年以降は中小規模事業所 における減少が顕著となっており,所定内労働時間の規模間格差はやや縮小した。これは,労働基準法改正 に伴う週当たりの法定労働時間の短縮が猶予されている事業所が相対的に多い小規模事業所において,猶 予期間の終了に先駆けて所定内労働時間を短縮したことの表れと思われる。一方,所定外労働時間は50年 代以降いずれの規模でも延長傾向にあるが,大規模事業所において増勢が強く,その長さもすべての年にお いて中小規模よりも長い。両者の合計である総実労働時間は,大規模事業所において増加傾向,中規模にお いて横ばい,小規模において減少傾向となっており,元年には従業員500人以上規模事業所が500人未満規模 事業所よりも長くなるに至っている。中小規模では引き続き所定内労働時間の短縮に努めるとともに,大 規模においては恒常的残業の短縮を図る努力が望まれる(第11-68図)。産業ごとの規模別労働時間をみれ ば,運輸,通信業では小規模事業所で労働時間が長いのが目立っており,規模間格差も大きい。また,建設業 においても,大規模では労働時間短縮が着実に進展する一方,中小規模では高水準の状態が続いている。こ れは,中小規模の方が労働時間の減少幅の大きい卸売,小売業,飲食店などと対照的な動きである。建設業の 中小規模で労働時間が長いのは所定内労働時間が長いためであるが,運輸,通信業ではこのほか中小規模の 方が大規模よりも所定外労働時間が長いという他の産業にはない特徴がみられ,このことも中小規模の労 働時間を長くさせる要因となっている。

(小規模事業所で多い長時間労働者)

労働時間短縮の恩恵を勤労者生活に広く行き渡らせるためには,全労働者平均の労働時間を短縮するということだけではなく,労働時間が極めて長い労働者を少なくしていくという視点も重要である。「賃金構造基本統計調査」により,常用労働者(事業所規模10人以上,パートタイムを除く)について元年6月の月間総実労働時間階級別分布をみると,月間149時間(およそ週35時間)以下の労働者割合は,4.1%,150~174時間(同40時間)が20.6%,175~204時間(同48時間)が41.3%,205~249時間(同58時間)が28.6%,250時間以上が5.3%となっおり,一般労働者でも週間労働時間換算ではパートタイム労働者とあまり変わらない者から,月間250時間を超える長時間労働者までかなりのばらつきがみられる。これを63年と比較してみると,150時間未満が0.4%ポイント減少する一方,205~249時間が0.2%ポイント減少,250時間以上も0.3%ポイント減少するなどばらつきは小さくなっており,この点望ましいものであったといえよう。



元年の労働時間階級別労働者分布を事業所規模別にみると,大規模事業所ほど短時間労働者割合が高く長時間労働者割合が低い傾向がみられる。月間205時間以上労働者割合でみると,300人以上規模事業所では24.0%,100~299人で32.3%,30~99人で38.1%,,10~29人では40.1%となっている(第II-69図)。中小規模事業所においては,パートタイム労働者比率が高い一方で長時間労働者割合が高い。今後は,全労働者平均の労働時間を短縮することに着目するのみならず現在長時間労働に従事している者の労働時間の短縮を円滑に進めるようにすることが重要であるといえよう。



第11-69図 常用労働者の総実労働時間別構成比

(依然として長い我が国の労働時間)

以上みてきたように、我が国の労働時間短縮は近年進みつつあるが、これを欧米諸国と比べると依然長いも

平成2年版 労働経済の分析

のとなっている。1988年における製造業生産労働者の年間総実労働時間を,労働省賃金時間部労働時間課推計によってアメリカ,イギリス,西ドイツ及びフランスと比べると,日本が2,189時間(1989年には2,159時間)と最も長く,これらの国の中では2番目に長いアメリカよりも227時間長く,最も短い西ドイツとは547時間もの差がついている。これを1日当たり8時間労働に換算すると,b本の労働者は欧米よりも1年間に約1か月~2か月半も長く働いていることになる。また,アメリカを除く各国との差はむしろ広がっている。

このような格差をもたらしている要因をみると,日本の出勤日数が多いことによる効果が,1日当たりの労働時間が長いことによる効果を上回っており,例えば西ドイツに比べると日本の出勤日数は38日も長くなっている。さらにその内訳では,完全週休2日制の普及の遅れによって19日の差が生じ,年次有給休暇の取得日数ではこれらの国と10~20日の差がある。また,出勤日1日当たりの労働時間では,所定外労働時間の長さの影響が目立っている(第II-70表)。したがって,日本の労働時間をこれら諸国に近づけていくためには,完全週休2日制の普及,年次有給休暇の取得促進,さらに恒常的所定外労働の削減を進めることが有効と考えられる。

(緩やかに進んだ週休2日制の普及)

年間出勤日数を減少させる方策として,まず週休日の減少策についてみよう。労働省「賃金労働時間制度等総合調査」により週休制の形態別適用労働者割合をみると,45年には週休1日制の適用を受けている労働者が全労働者の71.4%と大半を占めていたが,その後週休2日制が急速に普及し,50年には何らかの週休2日制の適用を受けている労働者が69.9%に達した。この45年から50年までの期間は,所定内労働時間,出勤日数の順調な減少がみられた時期である。50年代以降には労働時間制度の改善テンポはやや緩やかとなり,63年において何らかの週休2日制の適用を受けている労働者は79.9%,うち完全週休2日制の適用を受けている労働者は29.5%に達している(付属統計表第118表)。

週休制の状況を企業規模別にみると、1,000人以上規模では過半に当たる52.2%の労働者が完全週休2日制の適用を受けており完全週休2日制が一般化しているが、100~999人以下規模では完全週休2日制の適用を受けるまでには至っていない労働者が多く、30~99人以下規模では過半の52.4%が依然として週休1日制の適用を受けている(第II-71図)。週休制の状況を産業別にみると、完全週休2日制の適用を受けている労働者は,製造業で41.9%と多くなっている。一方、週休1日制の適用を受けている労働者は建設業、運輸、通信業などで多く、それぞれの産業の労働者の30~40%程度を占めている。サービス業ではその業態が多様であることを反映して完全週休2日制の適用労働者割合、週休1日制の適用労働者割合ともに高くなっている(第II-72図)。

第II-70表 労働時間等の国際比較

第II-70表 労働時間等の国際比較(推計値、原則として製造業生産労働者、1988年) (() 内は総実労働時間格差に対する要因別の寄与度)(単位 時間、日)

				/ (TE	raino, my
	日本	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス
総実労働時間	2,189	1,962 (-227)	1,961 (-228)	1,642 (-547)	1,647 (-542)
所定内労働時間	1,936	1,759 (-177)	· 1,774 (-162)	1,559 (-377)	
所定外労働時間	253	203 (-50)	187 (-66)	83 (-170)	
年間休日等の日数	117	139 (-192)	147 (-266)	155 (-315)	154 (-306)
週休日	85	104 (-166)	104 (-169)	104 (-157)	104 (-157)
週休以外の休日	20	10 (87)	8 (106)	11 (75)	8 (99)
年次有給休暇	9	19 (-87)	24 (-133)	29 (-166)	26 (-141)
欠勤日	3	(-26)	11 (-71)	(-66)	(-108)
1日当たり労働時間	8.79	8.64 (-35)	8.95 (38)	7.78 (-232)	7.77 (-236)
1日当たり 所定内労働時間	7.78	7.75 (-6)	8.10 (76)	7.39 (-89)	
1日当たり 所定外労働時間	1.02	0.89 (-29)	0.85 (-38)	0.39 (-143)	
年間通勤時間	281	214		159	187
拘束時間(総実労働時間) 間+年間通勤時間)	2,470	2,176		1,801	1,834

資料出所 労働時間についてはEC及び各国資料、労働省賃金時間部労働時間課推計。 通勤時間についてはOECD資料、労働省労働経済課推計。

- (注) 1) フランスの所定外労働時間は不明。
 - 2) 事業所規模は日本は5人以上、アメリカは全規模、その他は10人以上。
 - 3) 常用パートタイム労働者を含む。
 - 4) 要因分解は以下による

H;年間総実労働時間、

H=T×D T;1日当たり労働時間、D;年間労働日数

日本との差ΔHは、

 $\Delta H = \Delta T \cdot D + T \cdot \Delta D$

T=tr+to tr ; 1日当

tr : 1日当たり所定内労働時間

to :1日当たり所定外労働時間

 $\Delta T = \Delta tr + \Delta to$ D = 366 - d1 - d2 - d3 - d4

d1 ; 週休日、d2; 週休以外の休日

d3 ; 年次有給休暇、d4; 欠勤日

 $\Delta D = -\Delta d1 - \Delta d2 - \Delta d3 - \Delta d4$

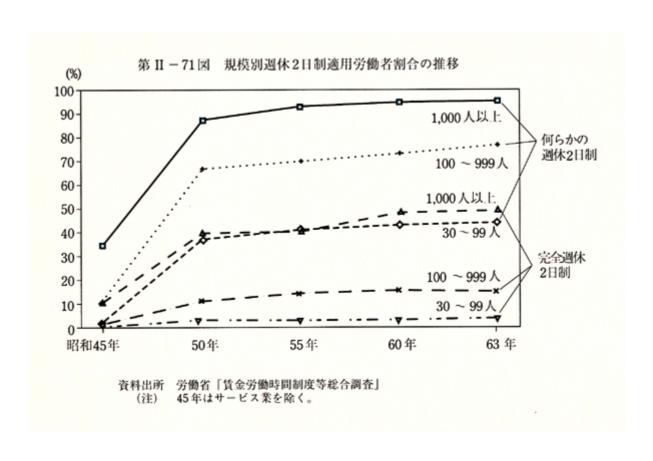
 $\Delta H = \Delta tr \cdot D + \Delta to \cdot D$

 $-\Delta d1 \cdot T - \Delta d2 \cdot T - \Delta d3 \cdot T - \Delta d4 \cdot T$

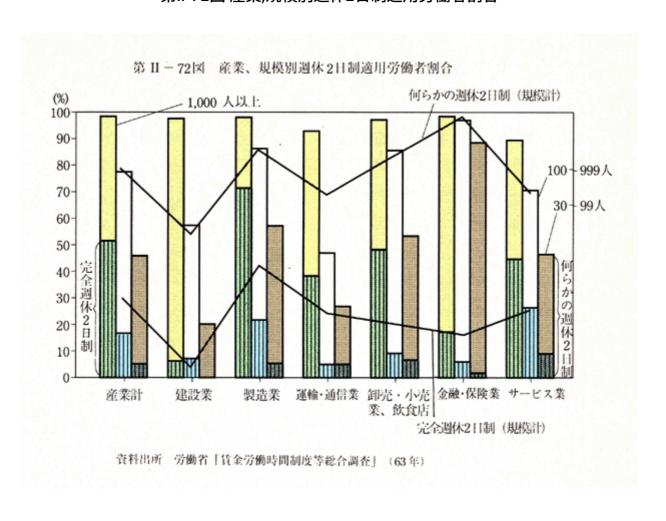
(年次有給休暇の取得日数は減少)

「賃金労働時間制度等総合調査」によって年次有給休暇の取得状況をみると,63年において付与日数が15.3日であるのに対し取得日数は7.6日となっており,取得率は50.0%となっている。55年から63年にかけての動きをみると,付与日数はいずれの規模,産業においても増加しているものの,取得日数は逆に減少しており,この結果取得率はかなり低下している。企業規模別にみると,取得率は同程度であるものの付与日数に違いがあり,取得日数は1,000人以上規模で8.8日,100~999人規模で7.1日,30~99人規模で6.4日と規模が大きいほど多くなっている。60年以降の動きをみると,30~99人規模では取得日数が増加に転じているのに対し,1,000人以上規模では取得日数の減少が続いている。産業別にみると,卸売・小売業,飲食店では付与日数が少ない上に取得率も低く,取得日数は5.2日となっている。また,金融・保険業では付与日数は多いものの取得率が低く,取得日数は6.0日にとどまっている。55年以降の取得率の低下が顕著であったのも

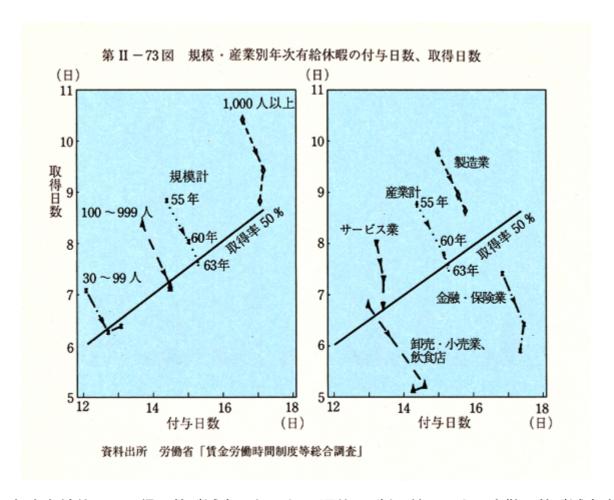
第II-71図 規模別週休2日制適用労働者割合の推移



第II-72図 産業,規模別週休2日制適用労働者割合



第11-73図 規模・産業別年次有給休暇の付与日数,取得日数



このように年次有給休暇の取得日数が減少したことは,週休2日制の普及により出勤日数が減少する効果をある程度減殺している。55年から60年にかけての所定労働日数を要因別にみると,週休2日制の普及等(こより7.2日減少したものの,年次有給休暇の取得日数が1.0日減少したことから6.2日の減少にとどまった。仮に年休の残余日数を55年から増やさなければ,付与日数の増加もあって出勤日数は9.0日の減少となったところであった。,同様に,60年がら63年についての出勤日数の減少は0.2日であったが,残余日数が増えなければ0.7日の減少が可能であった。

以上のことから,年次有給休暇の有効活用を行っていくためには付与日数の引上げだけでは不十分であり,年休消化の促進が重要であることが分かる。元年5月の労働省「労働経済動向調査」により,事業所が過去1年間に実施,あるいは実施する予定,検討中の労働時間制度等の改善内容のうち年次有給休暇に関するものをみてみると,「年次有給休暇の付与日数の引き上げ」については過去1年間に実施した事業所が26%,予定,検討中の事業所が15%となっているのに対し,「年次有給休暇の取得率の引き上げ」については過去1年間に実施した事業所が14%,予定,検討中の事業所が34%となっている(付属統計表第119表)。このことから,55年以降付与日数の増加が先行した企業の年次有給休暇の取得促進措置については,今後は年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり,年次有給休暇の計画的取得制度の導入など,取得率を引き上げるものへと移っていくことが予想される。

(リフレッシュ休暇等その他の休暇制度の普及)

「賃金労働時間制度等総合調査」(63年)により,特別休暇制度がある企業割合をみると,結婚休暇制度,忌引休暇制度については企業規模にかかわらず高い水準となっているが,労働者が年次有給休暇を病気や急な用事のために残しておく実態があるなかで,有給の病気休暇制度がある企業割合は企業規模にかかわらず30%程度にとどまっている。また配偶者出産休暇については,1,000人以上規模で78.7%となっているのに対し,30~99人規模では51.8%と規模間格差がみられる。また,労働省「女子雇用管理基本調査」(63年)によると介護休暇制度がある企業割合は13.6%で,事業所規模にかかわらず1割強の導入率にとどまっているものの,人口の高齢化が進むことからその普及が期待される(付属統計表第120表)。

平成2年版 労働経済の分析

総理府「余暇と旅行に関する世論調査」(63年)によれば,労働者が希望する自由時間の形態は「週末などの休日」に代わって「3日以上の連続した休旧が増加してきており,今後完全週休2日制が普及してくるにつれ,この傾向はますます強まってくると思われる。そこで,レジャーなどを楽しむためのまとまった休日が最も取りやすいと思われる夏季休暇について5日以上の特別休日がある企業数の割合をみると,51年の6.3%から60年の16.9%へと増加した後,63年には16.6%と横ばいとなっている。これを企業規模別にみると,100人以上規模で割合が高くなっており,55年には規模間の格差は一度縮小しているが,その後30~99人規模で普及が進まなかったことにより格差は再び拡大している。

労働省「リフレッシュ休暇に関する調査」(元年7月)によれば,リフレッシュ休暇制度のある企業割合は 6.8%であるが,5,000人以上規模では37.6%に達し,1,000人以上規模では16.8%と大企業を中心に普及している。導入時期をみると60年以降が52.5%,うち元年中が21.2%と急速なテンポで普及がみられている。付与日数は平均7,6日で,取得状況は64.3%の企業で「ほぼ全員がとっている」としている。リフレッシュ休暇は勤続年数などを要件に,職業生涯の節目,節目に与えられる休暇で,導入目的の主なものが「社員の慰労」「社員と家族の福祉向上」であることから使途を限定しないもののばか旅行等に限定するものが多く,旅行券等の援助制度がある例もみられているなど,勤労者生活の充実に大いに資する制度といえよう。近年年次有給休暇取得率が低下傾向を示すなかで,このような制度の普及によって勤労者の休暇取得を支援することが期待される。

(販売,営業部門で多いフレックスタイム制)

改正された労働基準法では、一定の要件の下でフレックスタイム制が採用できることが規定された。フレックスタイム制は、1週、1月等の一定期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を自分で選択して働くことのできる制度であり、勤務時間帯を硬直的に決めた制度に比べ恒常的所定外労働を減少させる効果が期待できる。その結果労働者が能力の発揮しやすい時間帯を選んで就業すれば、企業にとって生産性向上が期待できる。労働者側にとっても混雑する通勤時間帯を避け疲労を緩和できるほか、出勤日であっても時間の使い方に幅が生じることはメリットである。「賃金労働時間制度等総合調査」(63年)によれば、フレックスタイム制を採用している企業割合は労働基準法に規定されてから間もないこともあって0.8%にとどまっているが、1,000人以上企業では6.2%が採用している。適用部門をみると、採用企業のうち31.0%が販売、営業部門に、28.6%が研究、技術開発部門に、28.5%が情報処理部門に導入している。また、今後社員のモラル向上のため、導入、充実を図る企業の増加が見込まれる。

- 3 労働時間の短縮と自由時間に関する問題
 - (1) 労働時間の短縮
 - 2) 企業経営と労働時間対策

(労働生産性と労働時間短縮との関連)

労働時間の短縮は,労働生産性上昇の成果配分という性格を持つ。労働生産性については50年頃までは高い伸びを示しており,実質賃金の大幅な上昇とともに労働時間の短縮が進んだ。その後,第1次石油危機を経て安定成長時代に移行するとともに労働時間の短縮はみられなくなった。この時期に労働時間の短縮が停滞したことは,労働生産性上昇率の鈍化の影響とともに,労働生産性上昇の成果が労働時間短縮に配分されなかったことを示している。しかし,最近では労働生産性上昇率の伸びを反映して実質賃金の伸びがやや高まるとともに,労働時間の短縮もやや進みつつある(第II-74表)。

第11-74表 労働時間,賃金等の推移

第11-74表 労働時間、賃金等の推移 (年率)

(単位 %)

		実質賃金 労			その他		
	労働生産性	産性 実質賃金 労働時間 (短縮)	労働分配率 (低下)	GNP-国民 所得比(上昇)	消費者物価 相対的上昇		
昭和30~35年	2.0	3.1	-0.9	1.6	0.0	-1.8	
35~40年	6.3	3.8	1.1	0.4	0.3	0.6	
40~45年	9.0	8.2	0.5	0.8	-0.3	-0.2	
45~50年	4.0	7.0	1.6	-4.9	-0.2	0.6	
50~55年	2.8	1.5	-0.4	0.2	0.1	1.3	
55~60年	2.4	1.1	0.1	-0.2	0.5	0.9	
60~平成元年	2.5	2.8	0.2	0	.0	-0.4	

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

総務庁統計局「労働力調査」

経済企画庁「国民経済計算」

(注) 1)要因分解は

$$(\frac{y}{L \cdot H}) = (\frac{W}{Pc}) - H - (\frac{WL}{\tilde{y}}) + (\frac{P \cdot y}{\tilde{y}}) + (\frac{Pc}{P})$$

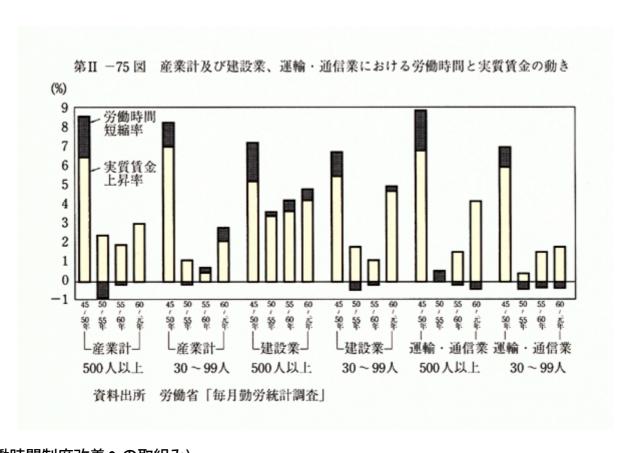
時間当たり 実質賃金 労働時間 労働分配率 GNP-国民所 相対価格 労働生産性 得比率

y:実質 GNP、ŷ:名目国民所得、P:GNP デフレーター、Pc:民間消費デフレーター、H:労働時間、W:名目賃金、L:雇用者数

2)元年の国民所得が未公表のため、60~元年については労働分配率要因と GNP - 国民所得比率要因を合計して示している。

次に大規模事業所と小規模事業所の間で実質賃金と労働時間の動向の相対的関係をみると,50年代後半以 降はむしろ小規模事業所の方が労働時間の減少幅が大きくなっており,労働生産性上昇の成果配分として は小規模事業所で労働時間に多く配分したといえよう。しかし,産業,規模別にみると,傾向が異なっている 産業もみられる。例えば建設業においては、40年代までは大規模、小規模のいずれにおいても実質賃金の上 昇とともに労働時間の短縮が順調に進んだが,50年代に入ると実質賃令の上昇率,労働時間の減少率ともに 鈍化がみられたが、この傾向は小規模において特に大きかった。この結果、大規模においては労働時間が着 実に減少を続けたにもかかわらず、小規模においては逆に増加することとなった。60年以降は小規模にお いても賃金の上昇率は再び増加してきているが,労働時間の短縮は進展しておらず,労働生産性上昇の配分 が賃金に偏っていることを示している。一方,運輸・通信業においては,50年代前半に大規模において労働 時間の短縮がみられたほかは、規模を問わず労働時間は増加している。50年代前半については賃金の上昇 率も低下したが、その後賃金の上昇率が増加するなかで労働時間の短縮はみられないという状況となって いる(第II-75図)。第2章でみたように労働生産性上昇率の低い中小企業で労働時間を短縮していくために は、労働生産性の向上に努力するとともに、今後とも労働生産性向上の成果を労働時間の短縮にも配分して いくことも必要である。特に,労働時間短縮が遅れている事業所においては,今後,人材を確保していくため にも、これまで他の事業所において取り組まれた労働時間短縮のための対策を参考にしつつ労働生産性上 昇の成果を賃金と労働時間に適切に配分していくことにより、労働時間短縮を進めていく努力が必要と なってくると思われる。

第II-75図 産業計及び建設業,運輸・通信業における労働時間と実質賃金の動き



(進む労働時間制度改善への取組み)

労働省「労働経済動向調査」(元年5月)によれば,労働時間制度等の改善を実施した若しくは検討中の事業所について改善する理由(複数回答)をみると,「労働時間短縮は世の中の流れだから」が90%に達しており,時短への取組みが避けられないものと受けとめている。次いで「労働基準法が改正されたため」が67%,「人材確保のため」が63%で,それぞれ中小規模を中心に多くなっている。このほか,「官庁の土曜閉庁方式や金融機関の週休2日制が実施されたため」(24%)についても,中小規模や卸売,小売業,飲食店,サービス業などで多くなっている(付属統計表第121表)。逆に,労働時間制度の改善を「当面実施しない」とする事業所についてその理由をみると,「既に週40時間以下の労働制を実施」を除けば,「同業他社があまり実施していない」,「関連企業,取引先との関係」がともに33%と多く,大規模では同業他社,中小規模では関連企業,取引先との関係を挙げる割合が高くなっている。こうしたことから,労働時間制度の改善は

平成2年版 労働経済の分析 個別企業の努力だけでは十分対応できない面もあり,同一産業の企業間等の話合いがその推進のために重

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

要と考えられる。

亚式	2 午 5	労働経	溶の	分析
— IJY.	/	77 1911 27	, – U	, , , , , , ,

- 3 労働時間の短縮と自由時間に関する問題
 - (2) 勤労者の生活時間の実態と自由時間活用に関する意識

勤労者の労働時間の推移と現状は前節でみたとおりであるが,ここでは勤労者の生活時間配分と,自由時間の活用に関する意識の実情を検討することにしよう。

- 3 労働時間の短縮と自由時間に関する問題
 - (2) 勤労者の生活時間の実態と自由時間活用に関する意識
 - 1) 生活時間,自由時間活動の実態

前述のとおり,我が国の勤労者の労働時間は欧米先進国と比べるとなお長い。

また通勤時間も「昭和62年労働経済の分析」(昭和63年版労働白書)でみたように,長時間通勤者の割合が高いなどの傾向がみられる。その結果,これらを合計した勤務関連拘束時間というべきものを試算してみると,アメリカの年間約2,180時間,フランスの約1,830時間,西ドイツの約1,800時間に対し,我が国は約2,470時間とかなり長い(前掲第II-70表参照)。こうした勤務に関連した拘束時間の長さは,職場を離れてからの自由時間等の短さにつながり,その活用にも影響を与えることが考えられる。以下,我が国勤労者の生活時間配分及び自由時間活動の実態を,若干の諸外国との比較も交えてみてみよう。

(生活時間の実態)

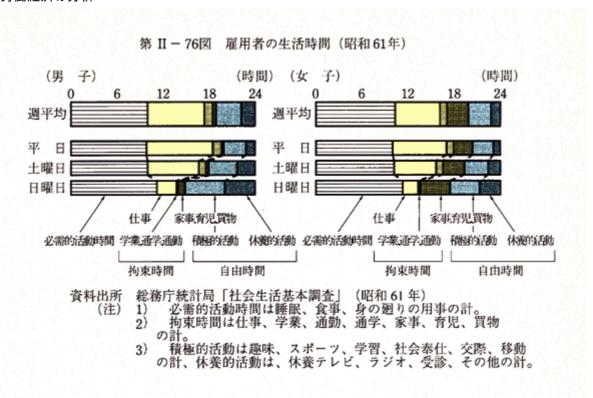
まず総務庁統計局「社会生活基本調査」により雇用者の生活時間の実態をみよう。生活活動は通常,睡眠,食事等の必需的活動時間(調査では生理的活動時間),仕事,家事等の拘束時間(調査では義務的活動時間),そして自由時間の活動(調査では余暇活動)の三つに大別されるので,この慣例に従って分類する。この分類によれば,拘束時間には上記の勤務関連拘束時間とともに家事,育児等も含まれる点,注意が必要である。

後述のとおり,雇用者の場合,時間配分は曜日こよってかなり異なるが,まず,週全体の活動時間を1日24時間あたりの時間数でみよう。男子雇用者では必需的活動時間が約10時間,拘束時間が8時間50分を占めており,残り5時間10分が自由時間となっている。女子雇用者では,必需的活動時間が10時間10分,拘束時間が9時間30分,自由時間が4時間20分である。男子雇用者の場合,拘束時間の大半は仕事及び職場への通勤が占めている。女子の場合は,これらに加え,家事の時間も長くなる(第川-76図)。

以下ではしばしば,自由時間の活動を趣味,スポーツなどの積極的な活動と,休養,テレビやラジオの視聴等の休養的なものに分けてみるが,週平均でみて男子では自由時間活動のうち移動,学習,研究,趣味,娯楽,スポーツ,社会奉仕,交際の積極的活動が1時間45分,テレビ,ラジオ,新聞,雑誌,休養,受診,療養,その他の休養的活動が3時間25分,女子ではそれぞれ1時間20分,3時間である。

労働日と休日とでは,生活時間のパターンに違いが生じてくる。必需的活動には各日ともほぼ同じ時間数を費やしているが,拘束時間は仕事及び通勤時間を反映して平田こは割合が高く,週末には低い。逆に自由時間は週末の割合が高い。

第II-76図 雇用者の生活時間



56年と61年を比較すると,睡眠,食事等の必需的活動の時間が短縮する(男子で(以下同じ)56年10時間30分,61年10時間)一方で,自由時間が増加している(56年4時間50分,61年5時間10分)。自由時間の増加を曜日の種類別に分けると,平日の増加は10分強(56年4時間,61年4時間10分)であるのに対して,週末の土曜日(56年5時間30分,61年6時間),日曜(56年8時間40分,61年9時間20分)で30~40分の増加がみられる。また先の分類に従って自由時間,を活動の種類別にみると,積極的活動の時間がやや増加している(56年1時間30分,61年1時間50分)。

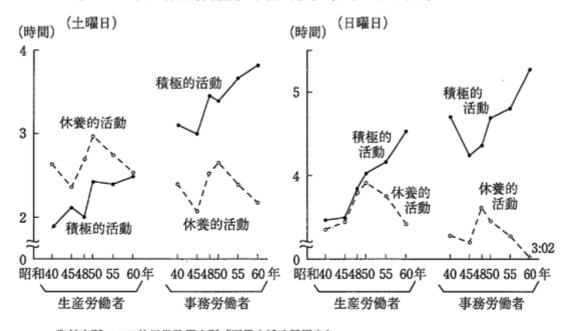
より長期的な傾向をNHK放送世論調査所「生活時間調査」によってみても,土曜日,日曜日には,交際,趣味等の積極的な活動が増加傾向にある。特に55年から60年にかけてはテレビの視聴時間等がこれまでと異なって減少するなかで,趣味等の時間が増加している(第II-77図)。

(週末に集中する積極的活動)

ここで注意したいことは,自由時間の曜日別配分でも,活動の種類によって差異が認められることである。 休養的活動時間が比較的各曜日間の差が小さいのに対し,積極的活動は週末への集中傾向が強い。特に趣味,スポーツでは活動時間の半分以上が週末で占められている(男子雇用者の趣味の活動時間,平日18分に対して土曜日42分,日曜日1時間23分。スポーツの活動時間,平日5分に対して土曜日15分,日曜日31分)。

第11-77図 自由時間活動の長期的推移





資料出所 NHK放送世論調査所「国民生活時間調査」(注) 1)積極的活動は通勤を除く移動、交際、趣味、新聞雑誌の合計。2)休養的活動は休養、ラジオ、テレビ(ながらを除く)の合計。

他方,総理府「余暇と旅行に関する世論調査」(63年)によって,勤労者(調査では被傭者)が自由時間や休暇をどのような目的に活用しているかをみると,自由時間や休暇の種類によって,活用の仕方にかなりの違いがみられる。平日の自由時間では「何もしないでのんびりする」,「テレビ,ラジオ,新聞,雑誌などの見聞き」,「家族とのだんらん」のような,家庭内での休養的なものが主体となっているのに対して,週末の休暇では,その目的が「友人などとの交際」,「軽い運動やスポーツ活動」,「趣味・娯楽」,「飲食・ショッピング」等の積極的なものにシフトしている。さらに,連続休暇について,は「日帰りの行楽」差異が認められることである。休養的活動時間が比較的各曜日間の差が小さいのに対し,積極的活動は週末への集中傾向が強い。特に趣味,スポーツでは活動時間の半分以上が週末で占められている(男子雇用者の趣味の活動時間,平日18分に対して土曜日42分,日曜日1時間23分。スポーツの活動時間,平日5分に対して土曜日15分,日曜日31分)。

他方,総理府「余暇と旅行に関する世論調査」(63年)によって,勤労者(調査では被傭者)が自由時間や休暇をどのような目的に活用しているがをみると,自由時間や休暇の種類によって,活用の仕方にかなりの違いがみられる。平日の自由時間では「何もしないでのんびりする」,「テレビ,ラジオ,新聞,雑誌などの見聞き」,「家族とのだんらん」のような,家庭内での休養的なものが主体となっているのに対して,週末の休暇では,その目的が「友人などとの交際」,「軽い運動やスポーツ活動」,「趣味・娯楽」,「飲食・ショッピング」等の積極的なものにシフトしている。さらに,連続休暇について,は「日帰りの行楽」や「宿泊旅行」の割合が高くなる(第11-78図)。

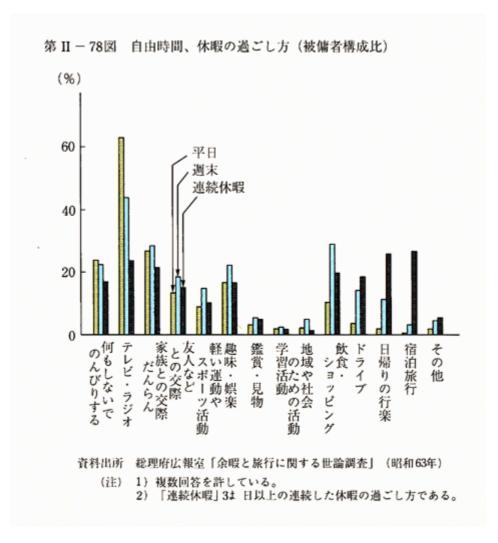
最近の変化の特徴はついて57年と比較してみると,週末,連続休暇で「ドライブ」(週末で57年11.6%から63年14.2%,連続休暇で57年の14.5%から63年18.0%),「日帰りの行楽」(週末で57年7.3%から63年11.7%,連続休暇で57年の19.9%から63年25.3%),「宿泊旅行」(連続休暇で57年の24.0%から63年25.9%)の割合が高くなっており,行楽型の活動の傾向がやや強まっている。

(生活行動の実態)

次に,雇用者の生活行動の実態を「社会生活基本調査」(61年)でみると,調査時点までの1年間に,スポーツを行ったものは84.0%(男子88.4%,女子77.0%),趣味,娯楽では91.9%(男子92.4%,女子90.9%),旅行,行楽を行った者は87.9%(男子88.2%,女子87.4%)となっており,年単位でみればこれらの活動を行った者の割合は高い。しかし,これは日常的にみてもこれだけ多数の参加率が得られることを意味しない。例えば前記の生活時間を調査した1週間でスポーツ,趣味,娯楽の参加率をみると,男女計で趣味が平日で13%,日曜で

31%,スポーツでは平日で4%,日曜で12%となるなど,年間でみた比率をかなり下回っている。

第11-78図 自由時間,休暇の過ごし方



なお,「社会生活基本調査」(61年)で21種目のスポーツ,22種目の趣味を取り上げた活動種目数をみた結果によると,年間では,有業者は平均して3種目のスポーツ,3.3種目の趣味を活動した種目に挙げているが,月に1度以上の頻度で活動した種目に限ると,スポーツでは1.1種目,趣味では1.8種目となっている。

(労働時間や週休制度により異なる自由時間活動)

曜日の種類,休暇の種類によって自由時間の活用の仕方が異なることからみて,労働時間の長さ,週休制度,休暇の付与が,自由時間活動の積極性等に影響を与えていると考えられる。そこで,労働時間,週休制度の相違や休暇の取得の有無によって,自由時間等の活用にどのような違いが生じるかをみることとし,まず週間労働時間別に比較する。

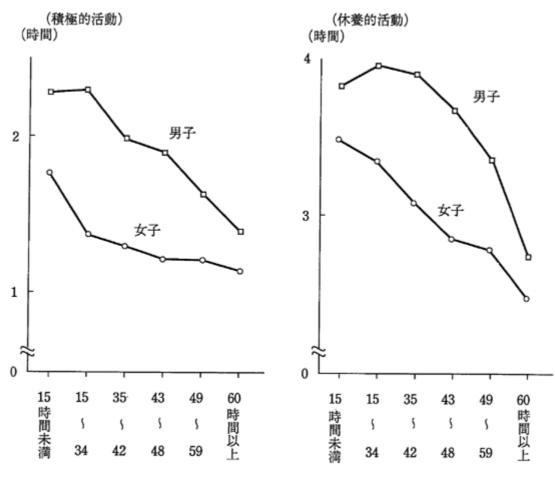
まず男子では,週平均時間でみて,週35~42時間の者と週60時間以上の者との間には,自由時間に1時間44分の差がある。その内訳では,労働時間が長くなるに従い,積極的,休養的いずれの活動時間も短くなってくるが,週間就業時間が60時間以上になると,休養的活動の時間が目立って短くなる(第II-79図)。男子について,更に曜日別の違いに注目すると,平田こおいては休養的活動の比重が週末より大きいが,その活動時間数には,労働時間に応じて大きな差が生じている。すなわち,35~48時間では3時間台,49~59時間でも3時間近くであるのに対し,60時間以上では2時間30分未満にとどまっている。週末でも,積極的活動,休養的活動とも週間労働時間によってかなりの開きが出ているが,平日と同様,60時間を超えると積極的活動より休養的活動での減少が目立つようになる(付属統計表第122表)。

次に女子についてみると,男子と同様に,週間就業時間が長くなると自由時間が短くなる傾向にあることは変りないが,女子の場合は,全般的に就業時間が長くをるに伴って,休養的活動の時間が短くなっていく傾向

がみられる。家事,育児時間が男子に比べて長い女子の場合,それが自由時間を短くしているため,長い拘束時間が休養的活動に食い込むパターンが広い範囲に及ぶといえる。

第11-79図 週間就業時間別にみた自由時間の配分

第 II - 79図 週間就業時間別にみた自由時間の配分 (雇用者)



資料出所 総務庁統計局「社会生活基本調査」 (昭和61年) (注) 生活時間の分類については第 II - 76 図(注)参照。

次に,週休制度との関係をみる。まず週平均でみて,週休1日制の雇用者は完全週休2日制の者より男子で40分,女子で約30分自由時間が短いが,内訳をみると,積極的活動時間の差が大きい。休養的活動では週休1日制と週休2日が長くをるに伴って,休養的活動の時間が短くなっていく傾向がみられる。家事,育児時間が男子に比べて長い女子の場合,それが自由時間を短くしているため,長い拘束時間が休養的活動に食い込むパターンが広い範囲に及ぶといえる。

次に,週休制度との関係をみる。まず週平均でみて,週休1日制の雇用者は完全週休2日制の者より男子で40分,女子で約30分自由時間が短いが,内訳をみると,積極的活動時間の差が大きい。休養的活動では週休1日制と週休2日制の間に大きな差は生じないが,積極的活動時間では20分以上の差が生じている(第11-80図)。

これを曜日別に男子雇用者についてみると,まず平日では,積極的活動は1時間台前後であるが,週休2日制, 週休1日制の間では20分弱程度の差が生じている。また,比重の高い休養的活動は,それぞれ3時間程度を割いており,その差はさほど大きくない。

これに対し週末には,週休制度により積極的活動に割く時間に大きな差が生じる。特に,週休1日制か,2日制

かにより平均仕事時間が大きく異なる土曜田こ,その差が著しい。その結果,週末の積極的活動時間は,完全週休2日制の7時間30分に対し,週休1日制では5時間10分と短くなっている(付属統計表第123表)。

週休制度と各種生活行動の関連を男子雇用者についてみると,週休2日制の者は週休1日制の者に比べ,まず行動への積極的な参加がみちれることが分かる。例えば,スポーツでみると,完全週休2日制の参加率が90.9%であるのに対して,週休1日制では84.3%にとどまっている。同様のことが,趣味娯楽,社会奉仕についても2~3%ポイントと,比較的差が小さいもののみられる。旅行/行楽では7%ポイントの差がみられる(付属統計表第124表)。

週休制度の違いは,行動への参加率にとどまらず,その多様性にも影響を与えている。スポーツ,趣味を行なった雇用者についてその実施種目数をみてみると,完全週休2日制ではスポーツで5.0種目,趣味で4.6種目であるのに対して,週休1日制ではそれぞれ3.8種目3.9種目と少ない。

第II-80表 週休制度別に見た雇用者の生活時間

第II-80表 週休制度別に見た雇用者の生活時間 (週全体の1日当たり)

(単位 時:分)

	男	子	女 子		
	毎週週休2日制	週休1日制	毎週週休2日制	週休1日制	
必需的活動時間	10:04	10:07	10:22	10:06	
拘 束 時 間	8:24	9:01	9:09	9:57	
自由時間	5:31	4:52	4:29	. 3:57	
積極的活動	1:58	1:26	1:25	0:59	
休養的活動	3:34	3:26	3:05	2:57	

資料出所 総務庁統計局「社会生活基本調査」(昭和61年) (注) 生活時間の分類については第II-76図(注)参照。

以上のように,自由時間活動の積極性は,労働時間や週休制度と深く関連している。また,労働時間との関連から,労働時間が著しく長期化すると,休養的な活動までが短縮される傾向にあることにも,注意が必要である。

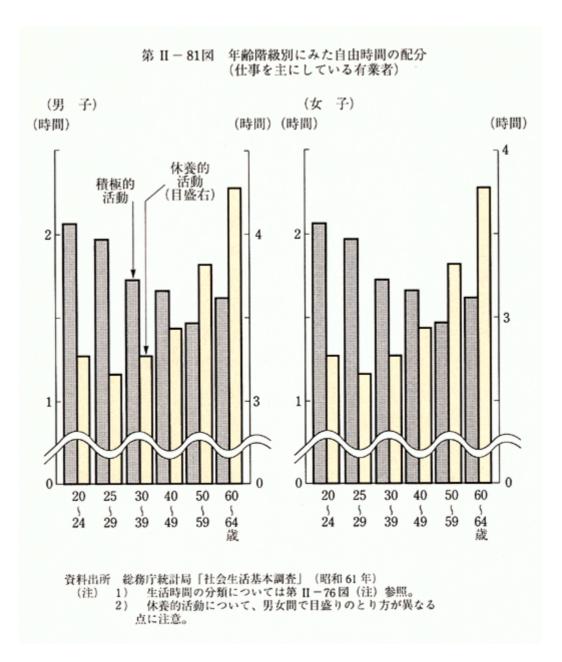
旅行については,連続休暇取得との関連が深い。国内の観光旅行でみると,1週間以上の連続休暇を取らなかった場合の実施率が73%であるのに対し,休暇を取った場合の実施率は79%と6%ポイントの差が生じている。特に夏季に連続休暇を取つた場合は,実施率は82%と一段と高くなり,夏季休暇の取得の有無の影響が大きいといえる。旅行の種類別にみると,職場での団体旅行では休暇取得の有無間の差は少ないが,より余暇的な色彩の強い家族との旅行,友人との旅行での差が大きい(付属統計表第125表)。

(年齢別にみた自由時間の活用)

次に,有業者の自由時間活動の実態を年齢別にみることとしよう。最初に男子についてみると,まず生活時間については週全体の1日当たり時間でみると50歳を超えると拘束時間が短くなるが,それ以下では各年齢とも特に大きな差は生じていない。自由時間及びその内訳では,25歳がら49歳までの各年齢層が5時間程度であり,その両側の各年齢層でそれよりやや長くなっている。その内訳については,若年ほど積極的活動の割合が高いことが特徴である(第II-81図)。20歳台では,自由時間に占める積極的活動時間の割合は38%であるのに対して,30歳台,40歳台,50歳台,60歳台と年齢が高まるにつれて,その割合は,35%,32%,28%と徐々に低くなっていく。なお,同一世代について56年と61年を比較すると,この比率に大きな変化は生じていない。積極的活動に割く時間の割合はこの5年間にやや上昇しているが,それには,余暇の活用に積極的な若い世代が齢を加えるに従い,より高い年齢層での上昇に及んできていることも影響していると思われる。

一方,女子では,30歳台から50歳台にかけて,家事・育児時間の影響で拘束時間が他の年齢層に比べ長くなっている。その結果,自由時間もこれらの年齢層では3時間台と短くなっている。自由時間活動における積極的活動時間の割合は,男子と同様年齢が高まるにつれて低くなっていく傾向にあり,しかもその減少の程度が男子以上に激しい。その結果,年齢が高,くなるほど,男女間の差が大きくなる。これは,男子にもみられる世代間の差に加えて,前述の家事負担等から来る自由時間そのものの短さも影響していると思われる。しかし,5年前との比較でみれば,自由時間の積極的利用に乏しかった30歳台から50歳台の年齢層の女子有業者で,積極的活動の割合の増加幅が大きい。その結果,男女間の割合の差も,短縮してきている。積極的余暇への志向がこれらの層にも及んできていることを示している(付属統計表第126表)。

第II-81図 年齢開給別にみた自由時間の敗分



年齢階級別にスポーツや趣味,娯楽等への参加状況をみると,まず行動者の割合をみると,若年者の方が,年齢の高い者より参加率が高い。30歳台まではスポーツ,趣味・娯楽,旅行・行楽とも90%前後あるいはそれ以上の高い参加率となっているが,年齢が高まるにつれ,各項目とも率の低下がみられるようになる。ただし,年齢間の差は項目によって異なっている。低下が最も目立つのはスポーツであり,趣味・娯楽,旅行・行楽では低下はそれほど大きくない。

その結果,50歳台になると,スポーツが70%台にとどまるのに対し,趣味・娯楽,旅行・行楽は,なお80%を超える参加率となる。

次に,参加者の積極性をみる観点から,何種目のスポーツあるいは趣味を行なったかを,それぞれの行動者についてみると,年齢が高まるにつれて,種目数が少なくなる傾向にある。総じていえば,年齢が高くなるにつれ,参加者数の面からも,積極性の面からも,若年を下回っている(付属統計表第127表)。

なお,こうした年齢間のスポーツ,趣味の多様性の違いへの世代間の違いの影響をみるため,51,61両年の「社会生活基本調査」を用いて,スポーツ,趣味の種目数のコーホート比較をおこなってみる。両年の調査で共通している種目に限りがあるため,すべての種目を網羅していない限界があるが,共通している種目の範囲内でみると,51~61年の間で種目数の変化は少ない。その結果51年には40歳で種目数に断層が生じていたのに対して,10年後の61年には断層も10歳上の50歳に移動している。いいかえれば,世代間での多様性の違いがそのまま年齢間の違いに現われていることがうかがえる。このことから,若い間に身に付けた趣味等が生涯の余暇の楽しみ方をある程度決めることをうかがわせるものといえる(第II-82表)。若い世代ほどスポーツ,趣味,娯楽への参加に多様性がみられることを考えれば,今後多様な余暇生活への欲求をもつ傾向が,より高い年齢層に及んで来ることも,十分考えられるであろう。

なお,以上の「参加」率とは,1年間に1度でも行なえばカウントされる年間ベースのものであるが,「社会生活基本調査」の調査週における行動の有無に基づく週ベースの参加率をみてもスポーツで加齢に伴って参加率が低下する傾向がみられる。また,これによると年齢の高い層でテレビ,ラジオ,休養等の実施率が高いこともみてとれる(前出付属統計表第127表)。

第II-82表 有業者のスポーツ,趣味娯楽参科目数のコーホート比較

第II-82表 有業者のスポーツ、趣味娯楽参加種目数 のコーホート比較 (対人口)

(単位 種目数)

				(1 mm mm mpc)
昭和51年の年齢	15-19歳	20-24	25-39	40-59
昭和61年の年齢	25-29	30-39	40-49	50-69
スポーツ 51年	2.2	2.1	2.1	1.2
61	2.2	2.2	1.9	1.2
趣味娯楽 51年	1.4	1.6	1.6	1.3
. 61 .	1.6	1.6	1.5	1.2

資料出所 総務庁統計局「社会生活基本調査|

- (注) 1) 51年調査と61年調査の接続性から、この表では行動者に対する平均でなく、 人口に対する平均である。
 - 2) 51年調査と61年調査の採用種目の違い、調査票形式の違いから、対象種目は 両年の調査に共通するものに限っている。また、年齢階級が一部厳密に対応し ていない点に注意。

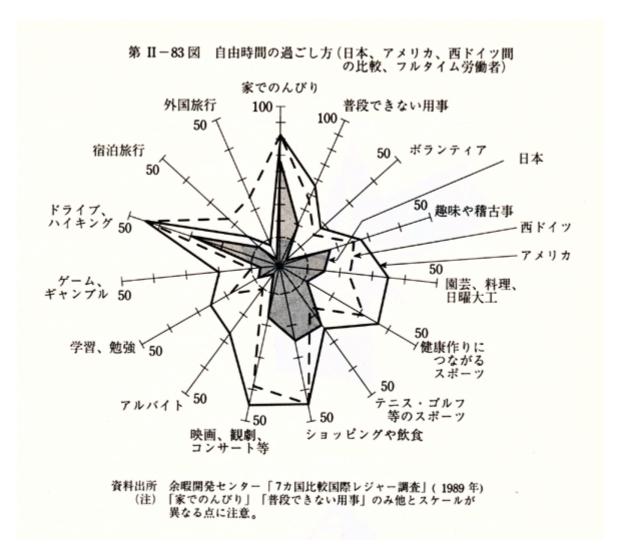
対象としたものは、次のとおり:スポーツについては、野球、バレーボール、 卓球、水泳、ゴルフ、体操、散歩、つりの8種目、趣味娯楽については、映画、 観戦、演奏、華道、茶道、園芸、囲碁、競馬、バチンコの9種目。

(自由時間活動の国際比較)

我が国国民はともすれば,休暇や自由時間の活用が積極的でないと指摘されるが,余暇開発センター「7カ国比較国際レジャー調査」(1989年)により各種活動の実施率をアメリカ,西ドイツと比較してみよう。これによると,我が国のフルタイマーは他の2か国に比べグラフが中心の近辺に集中し,概して参加率が低いことを示している(第II-83図)。また,実際に行っている種目と,自由時間が増えたら行いたい種目とを組み合わせてみると,我が国では実際に行っている項目が少ないなかで,行いたい種目として多くの項目に回答している。その結果,これらを加算したものでは,他の国との開きはかなり縮小する(第II-84図)。

このことは,我が国勤労者も潜在的には諸外国とさほど遜色のないレジャー活動への意欲をもっており,今後自由時間や休暇が充実するに従って,こうした潜在的な意欲が実現する余地があることを意味している。

第II-83図 自由時間の過ごし方

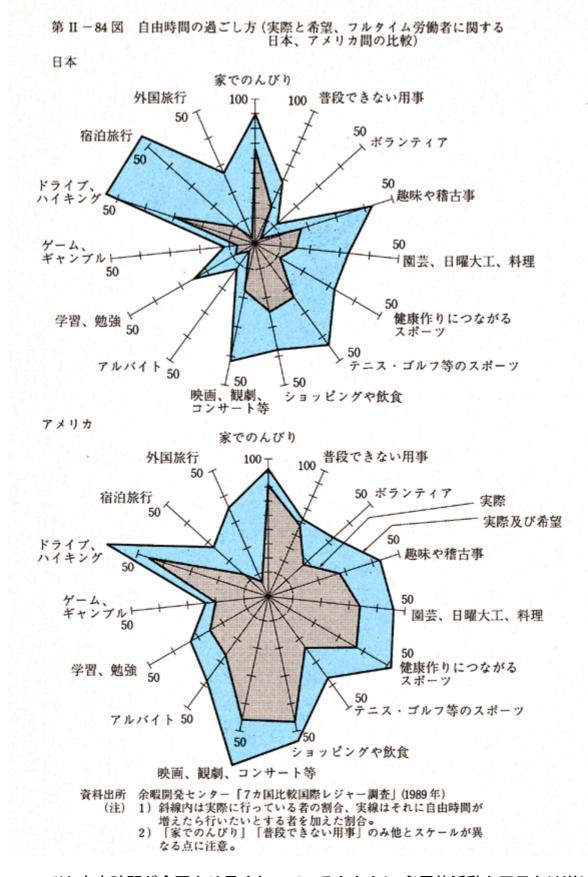


(大都市圏、特に京浜大都市圏の通勤時間とその影響),

東京圏を始めとする大都市圏で,住宅取得の困難さに伴い,通勤時間の負担が他地域に比べ大きいことは,第2章でも触れたが,ここではその生活時間配分への影響を,男子有業者についてみることとする。「社会生活基本調査」(61年)において,大都市圏と全国との間の平日の通勤時間(往復)の差は京浜大都市圏で22牙,京直神大都市圏で12分であり,特に京浜大都市圏での通勤時間の長さが目立っている。それが,他の生活時間にどのように影響しているがを京浜大都市圏についてみてみよう。

まず,通勤時間が含まれる拘束時間であるが,平日,でみて,全国に比べ22分長い。必需的活動時間は京浜大都市圏の方がやや短いが,自由時間は拘束時間の長さに影響され,京浜大都市圏の方が短くなっている。その内訳では,京浜大都市圏居住者は,全体の活動時間がやや短いなかで,積極的活動時間がむしろわずかに長い。これは,京浜大都市圏居住者が余暇活動に対して積極的であることを反映しているものといえる。

第11-84図 自由時間の過ごし方



次に,週末については,自由時間が全国より長くなっているとともに,必需的活動も平日とは逆に平均より長く,休養や積極的活動に多く,の時間をあてている形となっている。なお週平均でみると,自由時間は全国より短く,特に休養的活動時間が短い(付属統計表第128表)。

(京浜圏都区部外の特徴)

以上のように、大都市圏での通勤時間の長さ、それが生活時間にもたらす影響は大都市圏全体でみてもはっきりしている。しかし、最近大都市圏人口の流入、住宅取得の困難化によって通勤圏が拡大していることか

平成2年版 労働経済の分析

ら,これら大都市圏の中心都市と,人口が流入しているその周辺での生活時間の違いが注目される。そこで, 上記の大都市圏を中心都市,それ以外に分割して,それぞれの実態を比較しよう。以下も京浜大都市圏に注 目する。

まず,平日の通勤時間をみると,京浜大都市圏全体では1時間19分であったが,中心都市の東京都区部で1時間4分であるのに対し,周辺では1時間25分と両者で21分の差が生じている。このため,都区部では全国平均より7分長いにとどまるのに対し,周辺では全国との差が28分に達する。こうした通勤時間の差から,拘束時間は都区部で全国を14分上回る9時間51分であるのに,周辺地域では10時間を超え,全国との差が25分と長くなる。その差は必需的活動時間に影響しており,東京都区部で全国をむしろわずかながら上回っているのに,周辺部では全国を9分下回っている。なお京浜大都市圏では,平日の自由時間については都区部,周辺地域の差は大きくない。全国と比較して全体の活動時間がやや短く,積極的活動時間がわずかに長い,という前述の特徴が共通してみられる。

次に日曜日をみると,周辺部では都区部に比べ,自由時間の中で積極的活動に使う割合が小さい。自由時間全体で,周辺部が都区部を18分下回るなか,積極的活動での差が17分とほとんどを占めており,休養的活動は3分にとどまっている。長い通勤時間やそれがもたらす他の活動へのしわ寄せが,休日こおける休養的余暇への選好につながっているといえよう(前出付属統計表第128表)。

なお,これら大都市圏と全国の生活時間配分の差を56年と61年の間で比較すると,次のようになる。まず通 勤時間は,全国で3番,京阪神大都市圏では7分と短縮がみられるのに対し,京浜大都市圏では短縮はしている ものの,その幅は1分にとどまっている。

自由時間は,全国で19分,京阪神大都市圏で16分長期化しているなかで,京浜大都市圏では10分と増え方がやや少ない。内訳では積極的活動,休養的活動それぞれで,その伸びが他地域を下回っている。

- 3 労働時間の短縮と自由時間に関する問題
 - (2) 勤労者の生活時間の実態と自由時間活用に関する意識
 - 2) 自由時間に対する勤労者意識

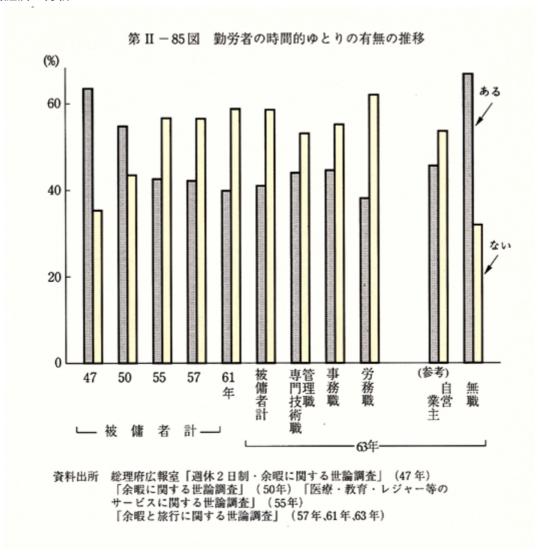
(勤労者の時間的ゆとり感)

勤労者の時間に対するゆとり感の推移をみると,50年まではゆとりがあるとする者がないとする者を上回っていたが,55年にこの関係が逆転し,ゆとりがないとする者があるとするものを上回るようになった。最近も勤労者では総じて時間的ゆとりが不足するというこの傾向は引き続いている。総理府「余暇と旅行に関する世論調査」によると,63年で雇用者(調査では被傭者,以下同じ)の中で時間的なゆとりがあるとする者は40.9%,ないとする者は58.3%と,やはりゆとりがないとする者の方が多い。無職で,逆にゆとりが「ある」とする者が「ない」とする者を大きく上回り,自営業主では「ない」者と「ある」者の差が小さいなかで,雇用者でゆとりのなさが目立っている(第11-85図)。

雇用者を職種別にみると,各職種ともゆとりのない者がある者を上回っているが,なかでも労務職では両者の差が24%ポイントと高く,特に余裕度が低い。

年齢別には,就業者の割合が各年齢階級で高い男子でみると,20歳台以下(あり64.0%に対し,なし34.9%),60歳以上(あり66.4%に対し,なし31.2%)の各年齢階級ではゆとりのある者がない者を上回っているが,30歳台から50歳台まででは大小が逆転しており,この年齢層で,時間的余裕度が低くなっていることを示している(30歳台41.2%対57.5%,40歳台41,2%対57.2%,50歳台42.2%対55.8%)。

第II-85図 勤労者の時間的ゆとりの有無の推移



このように,雇用者は時間に対する余裕の番さを感じているが,それは55年以来継続しており,特に最近目立った変化が生じているとはいえない。他方,こうしたなかで,もっと余暇が欲しいとする者は増加しており,雇用者についてみると,57年,61年ともにもっと余暇が欲しいとする者の割合が52%であったのが,63年には63%と大幅な増加を示している。希望する余暇の形態については,3日以上の連続休暇を希望する者の増加がやや目立っている。これについては,雇用者(調査上は被傭者)の中も職種こよってやや相違がみられ,管理,専門的職業では連続休暇希望の傾向が強いのに対して,時間的な余裕が少ないとする者が多かった労務職では,事務職と同様に平日の余暇時間を希望する傾向がなお強い(第II-86図)。

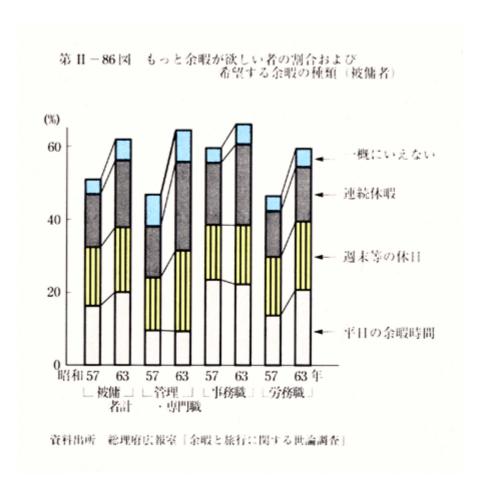
こうした自由時間への希望の高まりは,他の従業上の地位の就業者でもみられ,特に自営業主では雇用者と同様,10%ポイントを超える大きな伸びを示しており,雇用者の動きは全体的な自由時間志向の動きを反映したものといえる。

(いわゆる余暇観の変化)

諸外国に比べ自由時間や休暇の活用に乏しいとされる我が国の勤労者にも,自由時間の充実を求める意識は高まりつつある。しばしば指摘されるように,今後力を入れていきたい面として「レジャー,余暇生活」を上げるものは徐々に増加してき七いる。こうしたなかで仕事との関係においても自由時間を重視する兆しがみられる。

「余暇と旅行に関する世論調査」によれば、余暇と仕事との関係については、「仕事も余暇も両方大切で両者をそれぞれ充実させる」とする者が最も多く、「仕事が大切であり、余暇はそのための休養、気分転換である」とする者、「余暇が大切で、仕事は生活や余暇を楽しむための糧を得る手段である」とする者の順にこれに次いでいる。最近の変化をみると、「仕事が大切、余暇はそのための休養、気分転換」とする者が減り、「それぞれを充実させる」「余暇が大切、仕事は生活や余暇を楽しむための手段」とする者が増加している。他の従業上の地位の就業者でもこうした変化はみられるが、雇用者では、それがよりはっきりしてい

第11-86図 もつと余暇が欲しい者の割合および希望する余暇の種類

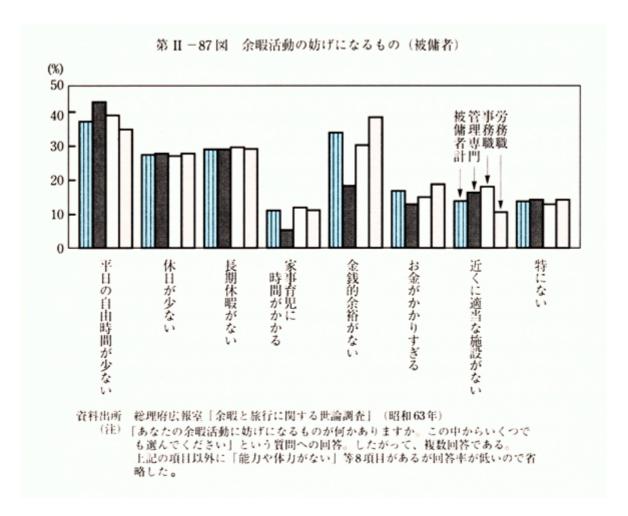


年齢別では,男子についてみると,20歳台では余暇を単に休養のための余剰時間とする考え方の者と,生活,余暇の充実を第一義に置く者の間で大きな差がないのに対して,年齢が高くなると余暇を単に休養のための余剰時間とする考え方の者が生活,余暇の充実を第一義に置く者を大きく上回っている。意識の上で余暇を単に休養のための余剰時間とする考え方の者が減りつつあり,代って仕事,余暇の両立を図る者,さらに生活,余暇の充実を第一義に置く者が,若い年齢層から増加してきていることが,ここからもうかがえる。

(雇用者で大きい時間面の制約)

余暇活動の妨げとして,多くの雇用者が挙げているのは,「平日の自由時間が少ない」(38.4%),「金銭的余裕がない」(34.2%),「長期休暇がない」(29.3%)「休日が少ない」(27.6%)の順である。職種別にみると,大体の項目で職種間の差は小さいが,「金銭的余裕がない」「平日の自由時間が少ない」では違いがみられる。「金銭的余裕がない」を挙げる者は労務職で多い一方,管理職,専門技術職では比較的少ない(第II-87図)。他方,「平日の自由時間が少ない」を挙げるものは逆に労務職よりも管理職,専門技術職でやや多い。言葉を変えれば,労務職,事務職,管理職・専門技術職の順に,余暇そのものよりも,所得の方が障害となる傾向が強いといえる。

また,より具体的に過去1年間に観光等のための旅行へ行けなかった者がその理由として挙げたものをみると,全体でみても,「連続して休めないから」と休暇の不足を理由に挙げる者は29.1%と最も多く,「金銭的に余裕がないから」と金銭上の制約を挙げる者が23.6%でこれに次いでいるが,雇用者でみると,休暇の不足を挙げる者が一段と増え,割合が40%に達している。金銭上の制約を挙げる者の割合は,雇用者でも28.6%と全体よりは高いが,休暇に対するものほどではない。また,週休制度との関係では,何らかの形での週休2日制の者では,連続休暇がとれなかったことを理由とするものが週休1日制の者より少ない(完全週休2.日制24%,その他の週休2日制32%,週休1日制48%)。



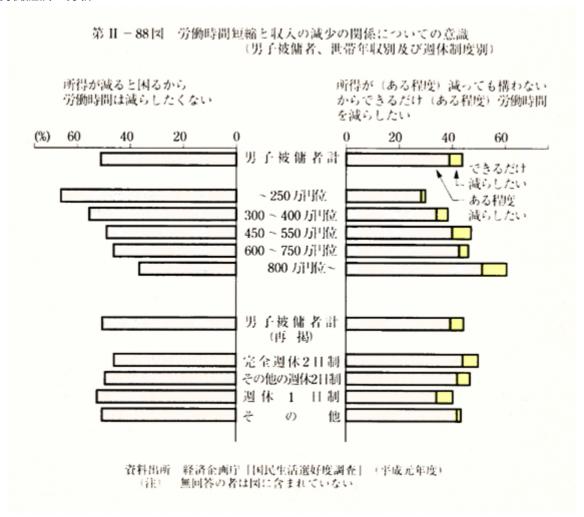
(所得の影響が大きい所得,時間選好)

雇用者にとっては,自由時間の増加には労働時間の短縮が不可欠であるが,前述のとおり,労働時間短縮は労働生産性の成果配分の一環として,賃金の上昇と関連付けて考えることも必要である。

そこで、収入との関係でみた自由時間増加への希望の実態をみよう。先にみたとおり、労働時間の短縮を希望する雇用者は多く、増加しているが、収入との選択を問うと、その回答はやや異なる。「収入が減少しても良いから労働時間短縮を希望するか」という間いに対して、「減らしたい」と答えた雇用者は男子で46%、女子が50%であるのに対し、男子で50%、女子で48%は「収入は減らしたくない」左して、時間短縮を希望していない。この傾向が収入、週休制度等のどの要素と特に関係が深いかをみると、関係が明瞭なものは収入であり、収入が低いほど収入減を条件とした労、働時間短縮を希望しなくなる傾向がみられる。他方、週休制度との関係では自由時間が多い週休2日制の雇用者の方が、週休1日制の雇用者より「労働時間を減らしたい」とする割合がむしろ高くなっている。これには、自由時間が多くなると自由時間を享受する能力が高まり自由時間への選好もより高まること、週休1日制の企業では中小企業が多く、賃金が相対的に少ないため、所得への選好が強くなる、といった理由が考えられる(第II-88図)。

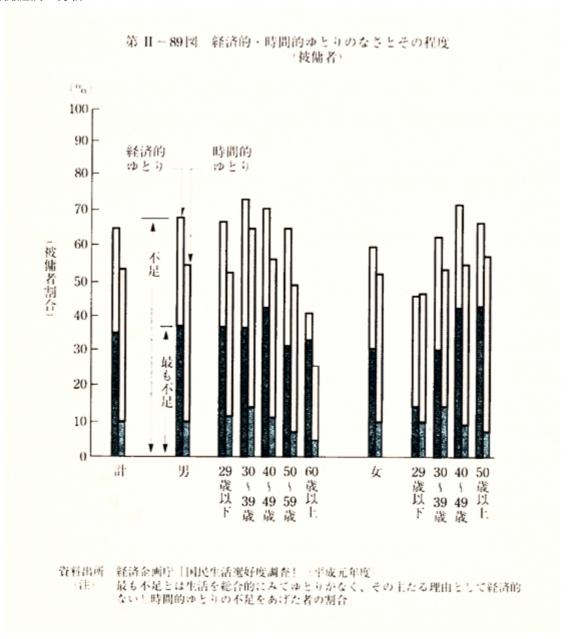
このように,雇用者の所得への選好は根強い。この背景には経済的ゆとりのなさが考えられる。

第11-88図 労働時間短縮と収入の減少の関係についての意識



経済企画庁「国民生活選好度調査」によって,雇用者の経済的,時間的ゆとり感の実態をみると,それぞれ単独に尋ねた場合でも,経済的ゆとりがないと答えた者が時間的ゆとりがないと答えた者を上回っている。さらに,生活全般の総合的なゆとりのなさの主因が何かと尋ねた場合,両者の差は更に大きくなる。特に4.0歳台では,最も不足している要因として経済的ゆとりの不足を挙げる者が多く,住宅・教育費等の負担の重いこれらの層を中心に,なお所得への選好が根強いことを裏付けている(第II-89図)

第II-89図 経済的・時間的ゆとりのなさとその程度



労働時間の短縮は生産性向上の配分の一形態として賃金上昇との関連で考えなければならない点を考えれば、こうした雇用者の側の所得選好にも考慮が必要である。しかし、自由時間増加への希望は強まってきていることにみられるように、自由時間に重きを置く意識が高まりつつあるという大きな流れも、当然踏まえねばならない。今後は、労働生産性の着実な向上を図るなかで、上記のような勤労者の所得、自由時間への意識に配慮しつつ、生産性上昇の成果の配分に留意することが、より重要となろう。

- 3 労働時間の短縮と自由時間に関する問題
 - (3) 自由時間活用のための企業の援助等の実態

前述のとおり,勤労者の自由時間,休暇の活用への関心は高まりつつあり,これを反映して海外労働者が大幅に増加し,昭和50年の247万人,60年の495万人から平成元年には966万人に達するなど,現実の活動も活発化しつつある。

他方,自由時間や休暇の活用の制約として,金銭面の制約を含める者も少なくなく,気軽に自由時間を活用できる施設への需要も無視できない。

ここでは自由時間,休暇の活用における施設利用の実態,企業の余暇関連援助の実態を検討する。

- 3 労働時間の短縮と自由時間に関する問題
 - (3) 自由時間活用のための企業の援助等の実態
 - 1) 自由時間関連支出の特徴

まず,自由時間や休暇に関連した支出の特徴をみよう。特徴のひとつは継続的な増加である。勤労者世帯において,交通,教養娯楽関連費等,自由時間の活用と関連の深い支出の消費支出に占める割合は,40年の10.4%,50年の11.9%から63年は14.1%へと拡大している。実質増加をみても,40年を100として実質消費支出が176であるのに対し,自由時間関連では208と,より強い増勢を示している。自由時間関連支出は選択的な要素もあると思われ,収入別や職種別にみた開きの程度が注目される。そこで年間世帯収入五分位階級別にみると,世帯収入階級間格差は,自由時間関連支出の方がそれ以外より大きい。特に所得の低い方では,自由時間関連支出の消費支出に占める割合が他の層よりも低くなっている(付属統計表第130表)。

さらに,職種間の開きにも注意してみよう。先に触れたように,生産労働者は,自由時間に対する意識ではゆとり感が少ないなかで,自由時間活動の妨げになるものとして金銭的余裕がないことを挙げる者が多いなど,費用面の制約を挙げる傾向が強かった。そこで,「家計調査」の分類に従い「労務者世帯」「職員世帯」別に自由時間関連費用をみると,「職員」世帯では先にみた消費支出に占める割合が14.7%であるのに対し,「労務者」世帯では12.8%にとどまっている。自由時間活動充実のため支出を増やしたいと思っている者も,他の職種の雇用者に比べ少ない。

以上のように,自由時間や休暇の活用は徐々に積極化,高額化の方向に向かいつつあるが,収入階級別,職種別等にみれば開きが多い点にも注意が必要であり,低廉で手軽に利用できる施設,設備を充実させることが, これらの層を含めた全体としての自由時間活動充実のために必要である。

- 3 労働時間の短縮と自由時間に関する問題
 - (3) 自由時間活用のための企業の援助等の実態
 - 2) 企業の自由時間活用に関する援助の実態

次に,企業の自由時間活用に関する援助の実態をみよう。費用の面からみれば,企業が支出する文化,体育, 娯楽に関する費用は一人当たり約2,300円で法定外福利費の11.4%に当たる。

規模間の格差については、この費用は他のもののように顕著ではなく、一人平均でみると、300~999人規模を底に、より小さな規模ではむしろ額が大きくなる傾向がみられる。上記法定外福利費に占める割合も規模が小さくなるほど高い(付属統計表第131表)。

施設の整備の状況をみると,各種体育施設では39%,文化,教養,娯楽,余暇施設では49%の企業が設置している。

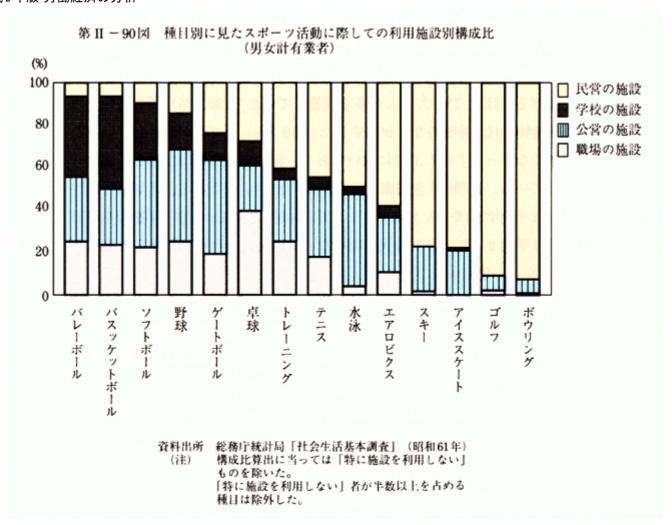
既に触れたとおり,連続休暇を取得した際の希望としては旅行が特に高いが,旅行に関連する保養所については100~299人規模で43%,30~99人規模で21%と,他の施設に比々ると中小企業での保有率も比較的高いものの,5,000人以上規模で99%,1,000~4,999人規模で89%であるのと比較すれば,その普及率は格段に低い。

こうした保養所を始め,各施設とも規模間で設置率に開きがあり,先にみた一人当たりの費用とは傾向が違っている。これは,中小企業で行っている支出が一人当たりでは規模間の開きが特に大きくないにもかかわらず,従業員数の差が大きいため,企業単位での支出総額としては規模間に大きな開きがみられることを意味するものであり,効果的な費用活用の見地からも,共同利用,契約等多様な運用形態を更に活用して,充実化を図る余地があるといえよう。

(施設利用の実態)

次に,余暇活動に際しての施設の利用状況の実態を会社施設,公的施設の利用に注意を払いつつ検討してみよう。まずスポーツ活動については,「社会生活基本調査」(61年)か対象としている21種のスポーツ活動について合計してみると,延活動者中11%が調査時点までの1年間に最低1度職場の施設を利用しており,18%が同じく最低1度公共施設を利用している。

第11-90図 種目別に見たスポーツ活動に際しての利用施設別構成比



施設の整備状況は種目によって大きく異なるので,これを種目別にみると,卓球,野球,バレーボール等の球技を中心に職場施設,公共施設の利用度の高い種目がみられる一方で,アイススケート,スキーといったウインタースポーツ,ゴルフ,ボウリングのような特別の施設を要する種目では,民間施設の利用度が高い(第II-90図)。

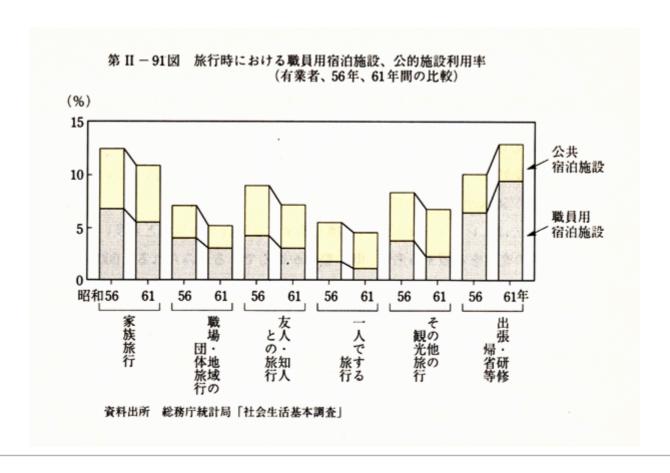
最近の活動者の動きについては、「社会生活基本調査」で時点間比較を行なえる種目に限りがあるので、その範囲内で検討する(問題なく比較できるのは7種目)と、最近増加がみられる(3%ポイント以上の参加率上昇で判断)テニス、スキー、ゴルフ等はいずれも民営施設の利用が、比較的高い種目である。

その点では余暇の種目が変化するなか、いわゆる会社施設、公的施設を離れる傾向もみられる。

次に旅行,行楽における施設利用の状況をみよう。総理府「余暇と旅行に関する世論調査」(63年)によれば,今までに観光,レクリエーション,スポーツなどのための旅行をした場合に不満に思つたこととして「宿泊費が高すぎた」ことを挙げる者は15.7%で,「人が多く混雑していた」(30,3%),「目的地での飲食,土産物品代,見物料などが高すぎた」(19.8%),「ゴミが散乱しているなどしてきたなかった」(17.3%)に次いでおり,宿泊費の高さは主要な不満の一つとなっている。総理府「全国旅行動態調査」(63年)によると,宿泊旅行に要する費用は平均すれば一人1回当たり3万2,000円であるが,寮,保養所を利用する場合は平均2万2,000円,国民休暇村など公的施設を利用する場合は平均2万5,000円など,費用が少なくて済む。

他方,実際の旅行に際してどのような宿泊施設を利用しているかをみると,ホテル,旅館等民営施設での宿泊が多いなか,勤め先の従業員用施設や国民宿舎等公的な宿泊機関での宿泊も,ある程度みられる。例えば家族での観光旅行では,従業貝用施設が6%,公的宿泊施設が5%の割合となっている。前者については,保養所の整備状況に規模間の差があることからみて,所属勤務先の規模によって利用率に差が生じていると思われる。なお,56年から61年にかけての変化をみると,従業員用施設,公的宿泊施設とも,概して利用率が低下している(第II-91図)。これは,利用者の要求が高度化,多様化していることを反映したものと考えられる。しかし,一方,宿泊代等が高額であることに不満を述べる者が多いことも事実であり,これら施設が利用客のニーズを踏まえて整備されていくならば,余暇機会の充実に寄与することは十分期待できよう。

第II-91図 旅行時における職員用宿泊施設,公的施設利用率



- 3 労働時間の短縮と自由時間に関する問題
 - (3) 自由時間活用のための企業の援助等の実態
 - 3) 今後の方向

今後のレジャーに関する援助充実の方向の,規模別の違い,勤労者の側からの希望の状況をみるため,三井情報開発総合研究所(労働問題リサーチセンター委託)「勤労者の余暇,福祉に関する調査」により,企業の従業員のレジャーに対する援助の実態をみよう。まず,企業の今後の充実の方向についてみると,各規模とも,現在実施している企業よりも多くの企業が今後充実させていきたい,と考えており,100人未満企業においても,この傾向は共通している。しかし,現在の援助と同様に,規模の大きな企,業の方が取組みに意欲的であり,300人以上規模では半数近く,あるいはそれ以上の企業が,すべての項目で今後充実させることを目指している。これに比べると,それ以下の規模では充実させたい企業の割合は低く,なお規模間の差がみられる(第II-92図)。

このように,規模間で援助状況や取組みに違いがあるなかで,勤労者の援助に対する希望を同じ調査でやはり規模別にみると,特段企業による援助を希望せず「自分でレジャーを考えたい」とする者は,各規模とも30~40%台であるが,特に施設が既に充実している1,000人以上規模の者で割合が高く,この項目を挙げる者が50%近くに上っている。

他の項目では,,レジャー施設との提携を希望する割合が各規模とも多い。他方,保養所の充実を希望する者は,既に整備が進んでいるとみられる1,000人以上規模では10%台にとどまっているが,それ以下の所では,20%近く,ないしそれ以上が希望しており,希望の根強さをうかがわせる(第II-93図)。いずれにせよ,1,000人未満の規模では,半数以上の勤労者が何らかの形での企業による余暇への援助を希望しているわけであり,前述のとおり,現状の規模間の格差を是正し広範な勤労者やその家族が充実した自由時間活用を行えるよう,企業の取組みにも更に工夫が期待される。

第11-92表 企業による余暇活動援助の実態及び今後の方針

第II-92表 企業による余暇活動援助の実態及び今後の方針

(単位 %)

	300人	以上	100-299人		100人未満	
THE STATE STREET	行なって いる企業	充実させ たい企業		充実させ たい企業	行なって いる企業	
保養所の設置	39.1	47.8	18.5	37.0	13.3	18.0
宿泊施設と提携	65.2	56.5	31.5	46.3	12.5	26.2
レジャー施設と提携	26.1	60.9	7.4	24.1	6.6	15.6
スポーツ施設と提携	13.0	60.9	13.0	38.9	8.6	19.1

資料出所 三井情報開発総合研究所 (労働問題リサーチセンター委託)

「勤労者の余暇・福祉に関する調査」(昭和62年調査)

第II-93表 勤労者のレジャー援助への期待(択一回答)

(単位 %)

連貫氏の名がの	300人以上	130	100-299人	100人未満。	
		1000人	300-999人	100-2997	100八米何.
åt	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
保養所の充実	19.9	13.2	23.9	25.8	19.6
レジャー施設との提携	38.1	38.2	38.1	36.4	31.8
自分でレジャーを考えたい	39.2	47.1	34.5	36.1	40.6
不明	2.8	1.5	3.5	1.7	8.0

資料出所 三井情報開発総合研究所 (労働問題リサーチセンター委託)

「勤労者の余暇・福祉に関する調査」(昭和62年調査)